(平成 24 年度版)

知的財產権法文集

(平成23年6月8日法律第63号等に対応)



PATECH企画

若しくは同法第百八十四条の四第一項の国際出願 項の ら一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。 六月十九日にワシントンで作成された特許 第六項の 八十四条の四第六項若しくは特許法第百八十四条の + 国 条に規定する国際公開」と、第九条第一項中 굶 の日から一年三月を経過した時」とあるのは 条の 畄 『法第百八十四条の四第一項の国際出願日か』国内処理基準時又は第四十八条の四第一項 と、「出願公開」とあるのは「千九百 願日における国際出願 四第 項又は特許法第 の明 苦 킸 細 应 協力条約第 七十年 の範 刀

第四八条の一一 特許法 条の は された国際出願の実用新案登録出 百八十四条の二十第四項の規定により特許出 ることができない。 条第四項及び同法第百八十四条の五第一項 あつては同法第百八十四条の五第一項、 については、 の四第 紀付すべき手数料を納付した後 同法第百八十四条の六第二項 頃の 項の外国語特許出願にあつては同項又は かつ、同法第百九十五条第二項 規定により特許出願とみなされた国 同項に規定する決定の後)でなけ 第 苦 八十四 (同法第百八十 |条の三 願への変更に の日本語特許 同法第百 第一 の規定 $\hat{\sigma}$ 項 規定 願とみな 文は -四条の 八十四 ついて 出 化によ 原に 同 第

(登録料の納付期限の特例)

実用新案技術評価の請求の時期の制限)

理基準時を経過した後、何人も」とする。 とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理が、例と

(訂正の特例

、出願の変更の特例

第四八条の一三の二 外国語 三項中「 十四条の二第一項の規定による訂 範 図面 国際出願日における国際出願 囲又は図面 願書に最初に添付した明細書、 □ とあるのは、「第四十八条の 実用新案登録出願 明細書、実用新案司正については、 の明細 請求 案登録請 の四第一 に係る第 の 同

第四八条の一四(無効理由の特例

第四八条の一四 載した事項が同項の国際出願日における国際出願 添付した明細書、 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書 いとき」とする。 てされたとき」とあるのは、「第四十八条の を満たしていない補正をした実用新案登録出願 登録無効審判については、 その実用新案登録が第二条の二第二 、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にな 外国語実用新案登録出願に係る実 実用新案登録請求の範囲又は図面 、第三十七条第一項第 項に規定する要件 の四第一 殿に対し 角 号中 の明 項 新案 に ல்

(特許法の準用)

第四八条の一五 特許法第百八十四条の七(日本語特許出第四八条の一五 特許法第百八十四条の元第一項及び第百八十四条正に準用する。この場合において、同法第百八十四条正に準用する。この場合において、同法第百八十四条正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の子、同法第百八十四条の七(日本語特許出第四八条の一五 特許法第百八十四条の七(日本語特許出等四八条の一五 特許法第百八十四条の七(日本語特許出

十四の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。
・特許法第百八十四条の九第六項及び第百八十四条のの規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

第四八条の一四〜第四八条の一六

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願人は、条約第二条(山)の指定国に日本国を含む国際出願(実用新期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁規定する認定がされたときは、経済産業省令で定めるに規定する認定がされたときは、経済産業省令で定めるに規定する認定がされたときは、経済産業省令で定めるに規定する認定がされたときは、経済産業省令で定めるに規定する認定がされたときは、経済産業省令で定めるに規定する認定がされる国際出願とみなされる国際出願と決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願と決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願と決定によりませい。

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長の説明に限る。 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者

お許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申をしなければならない。特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申

る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又はらして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は

第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるも第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十条第一項、第五十条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」と、同法第該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第

不服申立てと訴訟との関係

のとする。

分を除く。)の取消しの訴えに準用する。 命令の規定による処分(第七十七条第七項に規定する処命令の規定による処分(第七十七条第七項に規定する処計との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく第六三条の二 特許法第百八十四条の二(不服申立てと訴

第七章 防護標章

防護標章登録の要件

第六四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広係の指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は投務と自己の業の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について他人が登録商標品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがある商品又は役務と自己の業務に係る背景をできる。

- 一商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る 指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及 びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する役務以外の商品について他人が登録商標の使用をする ことによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務及 によりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務及 でこれに類似する役務以外の登録商標に係る指定役務及 でことによりその役務又は商品と自己の業務に係る 指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識さ ある役務又は商品について、その登録商標が自己の業務に係る
- 第六三条~第六四条

地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録につい

3

(出願の変更) 「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 ての前二項の規定の適用については、これらの規定中

章登録出願に変更することができる。

商標法

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第五項の規定 て査定又は審決が確定した後は、することができない。2 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願につい

(防護標章登録に基づく権利の存続期間)

設定の登録の日から十年をもつて終了する。 第六五条の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録) ことができるものでなくなつたときは、この限りでない。 ことができるものでなくなつたときは、この限りでない。 出願により更新することができる。ただし、その登録防 出願により更新することができる。ただし、その登録防 と 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の

書を特許庁長官に提出しなければならない。 新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願第六五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更

- 一 防護標章登録の登録番号 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- **事頁** 一前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める

- 2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続 ならない。
- 3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をするとについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつたついて正当な理由があるときは、その理由がなくなつたりの出願をすることができる。
- 4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出版があつたときは、存続期間は、その出願の時)に更新規定による出願があつたときは、その出願について拒絶をされたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出たときは、この限りでない。

第六五条の四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存むは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなけきは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

つたとき。 つたとき。

一その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利

することができないとする事情があるときは、当該事情 数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売 が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等 う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等 額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行 物を含む。)の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た 害の行為がなければ販売することができた物(受信複製 いて「譲渡等数量」という。)に、著作権者等がその侵 された著作物若しくは実演等の複製物(以下この項にお その公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成 を含む。) 作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する 求する場合において、その者がその侵害の行為によつて た者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請 に相当する数量に応じた額を控除するものとする。 いて「受信複製物」という。)の数量(以下この項にお を行つたときは、 (自動公衆送信の場合にあつては、 その譲渡した物の数量又は

3 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりそによりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権を侵害した者に対しているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権を侵害した者に対している。

請求することができる。相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額にの著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作

では、 一様では、 一様であることができる。 にれたがあることができる。 では重大な過失がなかつたときは、 裁判所は、 損害の賠償の額を定めるについて、 をときは、 裁判所は、 損害の賠償の額を定めるについて、 著作権又は著 では要した者に故意又は重大な過失がなかつ にいて、著作権又は著 の時の規定は、 同項に規定する金額を超える損害の賠

4

(具体的態様の明示義務)

相当の理由があるときは、この限りでない。相当の理由があるときは、この限りでない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにしなければならない。

書類の提出等

害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができ行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損ては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟におい第一一四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版

329

る。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むこ とについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 めることができない。 書類の所持者にその提示をさせることができる。この場 合においては、何人も、 かどうかの判断をするため必要があると認めるときは 裁判所は、 前項ただし書に規定する正当な理由がある その提示された書類の開示を求

百十四条の六第一項において同じ。)、訴訟代理人又は補 び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。第 ては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及 めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつ 書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認 定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の 佐人に対し、当該書類を開示することができる。 裁判所は、 前項の場合において、 第一項ただし書に規

的の提示について準用する。 当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目 演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における 前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版 実

、鑑定人に対する当事者の説明義務

第一一四条の四 係る訴訟において、当事者の申立てにより、 について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、 該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項 著作権、 出版権又は著作隣接権の侵害に 裁判所が当

当該鑑定をするため必要な事項について説明しなけれ

一一四条の三〜第一一

四条の六

相当な損害額の認定

ばならない。

裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づ することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、 において、損害額を立証するために必要な事実を立証 係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合

第一一四条の六 第一一四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権 秘密保持命令 取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第 はならない旨を命ずることができる。ただし、その申立 の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこ 理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行 は、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代 のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合に 業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由 権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟 き、相当な損害額を認定することができる。 いて、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法 〔平成五年法律第四十七号〕 第二条第六項 に規定する営 「項の規定による命令を受けた者以外の者に開示して 裁判所は、著作者人格権、著作権、 の侵害に